

スキー場利用約款

1. 目的

当約款は、荒井アンドアソシエイツ株式会社（以下「当社」といいます。）運営のスキー場（以下「スキー場」といいます。）の利用者の安全利用の維持向上を目的とし、スキー場の利用者（以下「利用者」といいます。）には当約款が適用されるものとし、利用者は当約款に従ってスキー場を利用するものとします。当約款に定めのない事項については、関係法令の定めによるものとし、関係法令に定めがない事項については「スノースポーツ安全基準」（全国スキー場安全対策協議会、2013年10月改訂版）および社会通念上の行動に準ずるものとします。

2. 行動規則

スキー・スノーボードには、様々な特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、利用者各人の行動には、自分自身の事故防止と他の利用者の安全に対して責任ある行動が求められます。特に次の事項には、ご注意ください。

- ① 他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
- ② 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況にあわせてスピードをコントロールし、いつでも危険をさけるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- ③ 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- ④ 追い越すときは、その人との間隔を十分にあけなければならない。
- ⑤ 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上を良く見て安全を確かめなければならない。
- ⑥ コースの中で座りこんではならない。せまいところや上から見通せないところでは立ち止まる事も慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- ⑦ 登るとき・歩くとき・止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- ⑧ スキーやスノーボードには、流れ止めをつけなければならない。
- ⑨ 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール、スキー場係員の指示に従わなければならない。
- ⑩ 事故に出会ったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

3. 注意事項

スキーには次のような特有の危険があることをご承知の上、これをご自分の注意により避けるようにしてください。

- ① 雪・風・霧など天候による危険
- ② がけ・凸凹など、地形による危険
- ③ アイスバーン・なだれなど、雪の状態による危険
- ④ 岩石・立ち木など、自然の障害物による危険
- ⑤ リフト施設・建物・雪上車両など、人口の障害物による危険
- ⑥ 他のスキーヤーとの接触による危険
- ⑦ みずからの失敗による危険

4. 禁止事項

スキー場利用に関して次の事項を禁止します。

- ① スキー場管理区域の外に出ること、管理区域内でもコースに指定されていないところに出ること
- ② 保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動すること
- ③ 表示物・掲示物・標識類を毀損すること
- ④ 空き缶・煙草の吸殻・その他の物品を所定の場所以外に捨てたり、放置したりすること
- ⑤ いたずらに、コースの中を靴足のままで歩くこと
- ⑥ 犬などの動物をコースに放つこと
- ⑦ アルコールや薬物の影響その他の事情により、心身が正常でない状態でスキー場へ入ること
- ⑧ その他、他の利用者や自分自身の安全をおびやかすこと
- ⑨ 法令等で禁止されたこと

5. 賠償請求及び費用負担

- (1) 当社では、当約款並びにスキー場が定める行動規則及び注意・禁止事項（以下「当約款等」という）に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いかねるとともに、当社に損害又は賠償費用が発生した場合は、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償又は発生した費用を請求させていただきます。
- (2) 当約款等に違反し、スキー場滑走禁止区域（コース外・クローズコース含め）から利用者又はその知人等から当社に遭難救助の申告があったときは、当社単独又は当社と関係官公庁等が協力して救助活動を行うが、当社は救助活動終了後、捜索・救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当社基準に従い当該利用者に請求致します。

6. 不可抗力

天災その他の不可抗力に基づく事由により、利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止させていただくことがあります。

7. 拒否事由

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会的団体及び反社会的団体員等（暴力団及び過激行動団体等並びにその構成員）のご利用は固くお断りいたします。

8. 当約款の変更

当社は、必要と認めた場合、当約款の改定を行うことができる。なお、改定を実施する場合は、事前に当約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を当社ホームページにおいて公表するものとします。

9. 準拠法

この約款その他利用規則等の有効性、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

この約款その他利用規則等は多言語にて作成されているが、すべて日本文のみを正とします。

以上

最終改定：2025年11月25日